一 般 競 争 入 札 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和８年 11 月 16 日

鹿児島県知事　塩田　康一

1　入札に付する事項

(1)　工事名
　鹿児島県原子力防災センター雷害対策工事
(2)　工事場所
　鹿児島県原子力防災センター（薩摩川内市神田町 1-22）
(3)　建物概要
　ア　構　　造　鉄筋コンクリート造（本館及び別館）、鉄骨造（機械室）
　イ　階　　数　本館：地上５階　別館：地上６階　機械室：地上２階
　ウ　延べ面積　3,249.44 平方メートル
(4)　工事概要
　①　屋上に銅線（受雷部）の新設
　②　雷対策用のＳＰＤの設置（電源用、通信用、同軸用、接地間用）
(5)　工期
　令和９年３月 31 日限り
(6)　予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格
　落札決定後に公表する。
(7)　使用する主要な資材
　電源用 SPD、通信用 SPD、同軸用 SPD、接地間用 SPD
(8)　本工事は、単体施工方式で行うものとする。
(9)　本工事は、事後審査型一般競争入札で行うものとする。
(10)　本工事は、資料の提出及び入札等を紙入札で行うものとする。

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成８年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
　ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定により、電気工事業について一般建設業の許可を有する者であること。
　イ　要綱第２条の規定により、公告日において、電気工事に係る建設工事入札参加資格を有する者であること。
　ウ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
　エ　入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成８年鹿児島県告示第 450 号）第３条、第４条又は第５条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
　オ　鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年９月 27 日制定）第３条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
　カ　公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
　　なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。
　(ｱ)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ｱ)又は(ｲ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を配置できる者であること。

(ｱ) 一級又は二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であること。

(ｲ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出の日において連続３箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。

(ｳ) 平成 23 年度以降、延べ面積 500 ㎡以上の建築物で公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第２項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における電気工事の主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。

ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

ケ 鹿児島県内に建設業法第３条に規定する営業所のうち、本社（本店）又は営業所を有する者であること。

コ 鹿児島県内において平成 23 年度以降に、公共工事の単独の元請又は共同企業体の代表者若しくは構成員として、電気工事（避雷設備工事）の施工実績を有する者であること。

3 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

入札説明書に定める入札参加申込書（要綱第２条第３項に規定する資格審査の結果の通知の写しを添付すること。）

イ 提出場所

鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係

鹿児島市鴨池新町 10 番１号　郵便番号　890－8577

ウ 提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）午後５時まで

エ 提出方法

入札参加申込書及びイの場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

(2) 鹿児島県知事は、入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和８年 11 月 16 日（月）から同年 11 月 24 日（火）まで（ただし、令和８年 11 月 24 日は午後５時 15 分までとする。）

(2)　閲覧場所

閲覧希望者に対し、メールにて送付する。

希望者は genbousai@pref.kagoshima.lg.jp 宛てにメールにて閲覧希望の旨を連絡すること。

5　入札の方法等

(1)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年 11 月 25 日（水）午後２時 00 分

イ　場所　鹿児島県庁行政庁舎６階　危機管理防災局災害対策本部室控室（所在地は、３の(1)のイに同じ。）

(2)　入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、３の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(4)　設計図書等に対する質問

ア　設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式４）により提出すること。

(ｱ)　提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 11 月 19 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時までとする。

(ｲ)　提出場所

３に同じ。

(ｳ)　提出方法

イの場所に持参又は郵送若しくは信書便、ファックス又はメールにて送付すること。その他の方法による提出は認めない。

イ　アの質問に対する回答書（様式５）は、次のとおり閲覧に供する。

(ｱ)　閲覧期間

令和８年 11 月 24 日（火）までに閲覧を開始し、同年 11 月 25 日（水）の午後２時 00 分まで行う。

(ｲ)　閲覧場所

県のホームページにて閲覧するものとする。

(5)　入札説明書

ア　入札に参加するために必要な関係書類その他の入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ　入札説明書の交付期間及び交付場所

(ｱ)　交付期間

令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 11 月 24 日（火）の午後５時 15 分までとする。

(ｲ)　交付場所

県のホームページにて閲覧するものとする。

6　現場説明会

実施しない。

7　契約条項を示す期間及び場所

４の(1)及び(2)に同じ。

8　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除する。

(2)　契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア　契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約の相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

9　入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2)　入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3)　工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札

(4)　２以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(5)　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6)　入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(7)　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8)　民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9)　送付、電報又は電送（電子入札を除く。）の方法による入札

(10)　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10　落札者の決定の方法

(1)　落札候補者の決定

ア　開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定している場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格）をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とする。

この場合において、最低価格入札者が２者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2)　落札候補者の入札参加資格の確認

ア　(1)により落札候補者に決定された者は、２の資格（以下「入札参加資格」という。）を有することの確認を受けるため、申請書等を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(ｱ)　提出場所

３の(1)のイに同じ。

(ｲ)　提出時期

落札候補者に決定された日から令和８年11月27日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

(ｳ)　提出方法

(ｱ)の場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

イ　入札参加資格の確認の結果は、令和８年12月４日（金）までに書面により当該落札候補者及びその他の入札者に通知する。

ウ　提出時期の最終の日の午後５時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3)　落札者の決定

ア　落札候補者に入札参加資格が有ると認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を落札決定通知書により通知する。

イ　落札候補者に入札参加資格が無いと認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、その旨を落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するとともに、有効な入札書を提出

した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、その旨を落札候補者決定通知書により通知する。

当該新たな落札候補者に入札参加資格が有ると認め落札者に決定したときは、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札決定通知書により通知する。

(4) 新たな落札候補者の入札参加資格の確認

(2)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、(2)及び(3)の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手続きに準用する。この場合において(2)のアの(イ)中「落札候補者に決定された日から令和８年11月27日（金）まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日から起算して２日以内」及び(2)のイ中、「令和８年12月４日（金）」とあるのは、「申請書及び資料の提出の翌日から起算して７日以内のそれぞれの日（県の休日を除く。）」と読み替えるものとする。

(5) 再度入札の参加制限

最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定による再度の入札に参加することができないものとする。

11 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 10の(2)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、10の(2)のイの通知を受けた日の翌日から起算して２日以内（県の休日を除く。）に鹿児島県知事に対して書面により入札参加資格が無いと認めた理由の説明を求めることができる。

(2) 鹿児島県知事は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者いう。）に対し、書面により回答する。

この場合において、10 の(3)のイの新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(3) 鹿児島県知事は、説明請求者に入札参加資格が有ると認めたときは、入札参加資格が無いと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、鹿児島県知事は、10 の(3)のイの新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

(4) 10 の(3)のイにより、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

12 最低制限価格

設定する。

13 契約書案の提出

落札者は、鹿児島県契約規則第20条第１項の規定により落札決定通知を受けた日から７日以内に、記名押印した建設工事請負契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

ただし、電子契約を希望する場合は、記名押印した建設工事請負契約書（案）２部に代えて、電子契約サービス利用申出書及びExcel形式やWord形式等の編集可能な建設工事請負契約書(案)をメールにて送付すること。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係
鹿児島市鴨池新町10番１号　　郵便番号　890－8577
電話番号　099－286－2379